



## 市役所での 申告受け付け



市役所での市・府民税、所得税の申告受け付けが始まります。会場や日程は下表のとおり。

市・府民税は、2月13日(月)～3月15日(水)に受け付け。受付時間は9時～16時。  
西支所では2月16日(木)から市・府民税のみ受け付け。  
所得税は、2月13日(月)～15日(水)のみ税理士による相談と申告の受け付けを実施。受け付け時間は9時30分～12時と13時～16時。この期間以降は舞鶴税務署で申告を。

## 市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告をした人には申告書を送付しています。届かない人や新たに申告が必要となった人は税務課へ連絡を。

## 公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、その他の所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要)。

ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

〈市・府民税が課税になる人で次に該当する人〉

◆年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更のある人  
なお、所得・控除の状況によって、控除を申告されても税額が変わらない場合があります。

## 市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記載開始

平成29年度の市・府民税申告書から、申告者および被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

また、個人番号を記載した申告書提出する際は、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示か写しの添付が必要です。  
▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。



## 平成29年度から 適用される 主な税制改正

### 給与所得控除の見直し

給与収入額の給与所得控除上限額が平成29年度は給与収入額が1,200万円を超えた場合に230万円、平成30年度からは給与収入額が1,000万円を超えた場合に220万円と、段階的に引き下げられます。なお、現行は給

### 国外居住親族の扶養控除等適用に係る書類添付等の義務化

与収入額が1,500万円を超えた場合に245万円が適用されます。

### 国外居住親族の扶養控除等適用に係る書類添付等の義務化

平成28年1月1日以後に支払われる給与か公的年金などの確定申告、または市・府民税の申告で、日本国外の居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」と「送金関係書類」をそれぞれ申告書に添付するか提出時に提示しなければならな

### 公社債等の課税方式の変更

公社債等の課税方式が株式などの課税方式と同一化されます。また、特定公社債等の利子や譲渡損益、上場株式等の金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとなります。

くなります。

ただし、給与等か公的年金等の源泉徴収義務者に提出が提示した場合は省略可。

### 株式譲渡所得における損益通算制度の見直し

これまで可能であった「上場株式等」と「一般株式等(未上場株式等)」の間での損益通算ができなくなります。

▼詳しくは税務課(☎66・1026)へ。

## 舞鶴税務署からのお知らせ

### 所得税・消費税の申告受け付け

所得税・消費税の申告は税務署へ。申告受け付けの日程は右ページの表でご確認ください。

### 国税電子申告・納税システム「e-TAX」か国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」のご利用を

「e-TAX」か国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」を利用すれば、画面案内に従って金額などを入力するだけで税額などが自動計算され、所得税申告書を作成できます。ぜひご利用ください。



▶詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。

## 償却資産申告書の提出を

固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産(事業用資産)も課税の対象です。

償却資産を所有している人は、毎年1月1日の状況を申告しなければなりません。まだ申告していない人は、早めに税務課への申告をお願いします。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。



## 【申告受け付けの日程】

※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施。

受付会場	舞鶴税務署		市役所本庁(6F 大会議室)		市役所本庁(1F 税務課)	市役所西支所
	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税	市・府民税	市・府民税
受付時間	9時～16時		[市・府民税] 9時～16時 [所得税] 9時30分～12時、13時～16時		9時～16時	9時～16時
受付申告書	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税	市・府民税	市・府民税
2/13 月			●	●		
2/14 火			●	●		
2/15 水			●	●		
2/16 木	●	●	※税理士による相談と申告の受け付けを実施		●	●
2/17 金	●	●			●	●
2/20 月	●	●			●	●
2/21 火	●	●			●	●
2/22 水	●	●			●	●
2/23 木	●	●			●	●
2/24 金	●	●			●	●
2/27 月	●	●			●	●
2/28 火	●	●			●	●
3/1 水	●	●			●	●
3/2 木	●	●			●	●
3/3 金	●	●			●	●
3/6 月	●	●			●	●
3/7 火	●	●			●	●
3/8 水	●	●			●	●
3/9 木	●	●			●	●
3/10 金	●	●			●	●
3/13 月	●	●			●	●
3/14 火	●	●			●	●
3/15 水	●	●			●	●

## 所得税の申告は税務署で

所得税の申告受け付けは舞鶴税務署です。お間違のないようお願いいたします。  
市役所では2月13日(月)～15日(水)のみ本庁6階で税理士が所得税を受け付けます。

